

令和7年度

魅力ある諫早湾水産業創出支援事業

公募要領

令和7年4月

公益財団法人 諫早湾地域振興基金

# 令和7年度 魅力ある諫早湾水産業創出支援事業 公 募 要 領

公益財団法人諫早湾地域振興基金(以下、「基金」という。)では、諫早湾における水産資源の維持・増大又は新たな定着化等のため、この地域における水産振興に資する事業を、以下の要領で募集します。

応募に際しては、「魅力ある諫早湾水産業創出支援事業助成金交付要領」も併せてご確認ください。

## 第1 事業の趣旨

諫早湾地域における水産資源の確保と水産業の振興による地域経済社会の健全な発展のため、基金では、この地域の海域特性に応じた貝類等増養殖や、漁場改良、漁業施設整備等の事業に要する経費に対して支援します。

## 第2 公募対象助成事業

この公募で募集する事業は、次のとおりとします。

○諫早湾の水産振興に資する事業(国・県・市の補助金を収入の一部とする事業も対象です。)

ただし、次のような事業は対象となりません。

- 諫早湾内での交流行事など、親睦会的な事業
- 宗教的活動や政治的活動を目的とする事業
- 具体的な水産振興の取組みを伴わない調査・研究事業 など

## 第3 応募者の要件

応募ができるのは、次の1, 2のいずれかに該当する団体です。

また、事業実施に係る経理及びその他の事務において、適切な管理体制及び処理能力を有し、助成事業全体及び交付された助成金の適正な執行に関し責任を持つことができる団体であることが必要です。

- 1 諫早湾内に漁業権を有する漁業協同組合
- 2 諫早湾内で漁業ができる資格を有する人が3名以上で構成する団体

## 第4 助成対象経費の範囲

本事業の助成の対象となる経費は、事業内容を実施するために直接必要な経費とし、助成対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類（請求書、領収書の写しなど）によって金額、内容等が確認できるもののみとします。

## 第5 助成金の限度額

本事業の助成金は、次の2種類とします。

- ①国・県・市などの補助金を活用した場合の定率助成は、活用する補助金の種類により、原則として、10%、15%、20%及び25%以内とします。
- ②団体が主体的に行う調査・試験等に対する定率助成は、50%以内とします。
- ③それ以外の事業に対する定額助成は、一団体につき、70万円以内とします。

実際に交付される助成金の額は、申請書類等の審査の結果等に基づき決定されることとなりますので、必ずしも申請額と一致するとは限りませんので、ご注意ください。

## 第6 応募の方法

次に掲げる書類を期日までに応募先へ持参、または郵送(必着)してください。

- 1 事業計画概要書(注)
- 2 収支予算書(注)
- 3 団体の概要書(漁業協同組合の場合は不要です。)

(注1)なお、一団体で複数事業に応募される場合、上記1、2をそれぞれの事業ごとに添付ください。

(注2)漁業協同組合からの応募について

漁業協同組合は、本所・支所それぞれの【応募様式2】を取りまとめた上で、【応募様式1】とともに一括して応募ください。

○応募書類様式は、次の場所に置いています。

諫早市林務水産課、諫早市小長井支所  
雲仙市農漁村整備課、雲仙市瑞穂総合支所、国見総合支所  
当基金事務所

○提出された書類は返却しませんので、控えをおとりください。

○応募に要する経費は、すべて提案者の負担となります。

## 第7 募集期間

○令和7年度魅力ある諫早湾水産業創出支援事業の募集  
令和7年5月7(水)から令和7年7月11日(金)まで

## 第8 採択事業の決定

応募された事業については、「水産振興助成事業採択委員会」にて審査を行い、予算の範囲内で実施事業を採択します。

審査結果については書面で通知するものとし、審査経過や審査結果についての個別のお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。

## 第9 事業実施期間

実施期間は、令和8年3月31日までとします。

## 第10 応募先及びお問い合わせ先

〒854-0063

諫早市貝津町3118-5

公益財団法人 諫早湾地域振興基金

TEL 0957-26-6808

FAX 0957-26-6841

※本様式に、別紙の【応募様式2】の1から3の書類を添えて、応募ください。

【応募様式1】

年 月 日

公益財団法人 諫早湾地域振興基金あて

申請者住所

申請者名

印

〇〇年度魅力ある諫早湾水産業創出支援事業採択申請書

〇〇年度魅力ある諫早湾水産業創出支援事業により事業を実施したいので、下記の関係書類を添えて、事業計画の採択を申請します。

記

- 1 事業計画概要書(注)
- 2 収支予算書(注)
- 3 団体の概要書(漁業協同組合の場合は不要です。)

(注)なお、漁業協同組合以外の団体で複数事業を応募される場合、上記1～3をそれぞれの事業ごとに添付ください。

【応募様式2】

〇〇年度魅力ある諫早湾水産業創出支援事業応募事業

1 事業計画概要書

事業実施主体名	(漁業協同組合の場合は、本所・支所の別)
事業実施場所	
国・県・市の補助金の活用	(ある・なし) いずれか〇印をつけてください。 ↓ 補助金名「国(県・市) 〇〇〇〇事業補助金」
事業の内容	※実施したい事業目的、内容、規模など、具体的に記入ください。 合わせて、期待される効果なども記入ください。

2 収支予算書

1 収入の部		千円
公益財団法人諫早湾地域振興基金助成金		〇〇〇
〇〇〇補助金		〇〇〇
自己資金		.....
その他		.....
合 計		〇〇〇
2 支出の部		
※具体的な経費の内訳を記載		
(例) 種苗購入費 .....		〇〇〇
合 計		〇〇〇

## 3 団体の概要書

団体名( )

団体の目的等	※団体を作っている目的などを記入ください。
団体の活動内容	※これまでの主な活動内容、活動場所などを記入ください。
団体の構成員数	合計 ○○人 (漁業協同組合加入者 ○人)

※漁業協同組合の場合は不要です。



## 魅力ある諫早湾水産業創出支援事業助成金交付要領

公益財団法人 諫早湾地域振興基金

### (目的)

第1条 公益財団法人諫早湾地域振興基金(以下、「基金」という。)は、諫早湾における水産資源の維持・増大又は新たな定着化のため、この地域の海域特性に応じた貝類増養殖、漁場改良、漁業施設整備等の事業に対し魅力ある諫早湾水産業創出支援事業助成金(以下、「助成金」という。)を、予算の範囲内において交付するものとし、その交付についてはこの要領に定めるところとする。

### (助成対象者の基準)

第2条 助成対象者は、諫早湾内に漁業権を有する漁業協同組合及び諫早湾内で漁業ができる資格を有する者が3人以上で構成する団体とする。

### (助成対象事業等の基準)

第3条 助成対象事業、助成対象経費及び助成額は、次のとおりとする。

- (1) 諫早湾水産振興特別対策事業を活用する場合は、対象事業費の20%以内の定率助成
- (2) 新たにチャレンジ水産経営応援事業及び有明海再生加速化対策交付金事業実施要領別表3の(1)の②に掲げる事業を活用する場合は、対象事業費の25%以内の定率助成
- (3) 前二号以外の県又は市の補助事業を活用する場合は、対象事業費の15%以内の定率助成
- (4) 水産業競争力強化緊急施設整備事業を活用する場合は、原則として、対象事業費の10%以内の定率助成(ただし、上限5,000,000円)  
ただし、基金の理事長が特別に認める事業の助成率は、当該事業事務取扱要領に別に定める。
- (5) 県又は市の補助事業の対象とはならないが、諫早湾の水産振興のために有用と判断される事業の場合は、70万円を限度とする定額助成
- (6) 漁業協同組合自身が事業主体となって水産振興のために取り組むもので、国県等の支援対象にならない調査研究(国県等の補助メニューはあるが調査研究の規模等の理由により対象にならないものを含む。)の場合は、対象事業費の50%以内の定率助成(ただし、助成金合計額の上限1,400,000円)

### (助成対象者、助成対象事業等の決定及び事業の着工等)

第4条 基金は、毎年度、魅力ある諫早湾水産業創出支援事業公募要領を定め、その内容を諫早市及び雲仙市が発行する広報紙並びに基金のホームページに掲載し、公募を行うものとする。

2 基金は、応募された事業計画概要書の確認を行い、「水産振興助成事業採択委員会」の審査をふまえたうえで、助成対象者及び助成対象事業等を決定し、その結果を書面により通知(以下、「採択決定通知」という。)するものとする。

- 3 事業の着工及び着手は、原則として、採択決定通知に基づき行うものとする。  
ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図るうえでやむを得ない事情があり、かつ、助成対象事業の実施のために必要不可欠であると判断される採択決定前の経費については、助成対象とすることができる。

(助成金の交付方法)

第5条 助成金の交付方法は、直接助成と間接助成の二種とする。

- 2 基金は、第3条第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる県及び国の補助事業を活用して助成を行うことが適当と判断される事業において、助成対象者が所在する市が県費又は国費以外に補助する場合には、間接助成を行うことができる。
- 3 間接助成を行う場合は、この要領の次条以下の規定にかかわらず、別に定めるそれぞれの事務取扱要領に基づき交付手続きを行うものとする。

(助成金の交付申請)

第6条 採択決定通知を受けた助成対象者は、魅力ある諫早湾水産業創出支援事業助成金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて基金の理事長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 第4条第3項ただし書きの経費を助成対象として申請する場合は、魅力ある諫早湾水産業創出支援事業助成金交付申請にかかる申立書(様式第2号)

(交付決定の通知)

第7条 基金の理事長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、魅力ある諫早湾水産業創出支援事業助成金交付決定通知書(様式第3号)により当該助成対象者に通知するものとする。

(変更の承認)

第8条 前条の交付決定通知を受けた助成対象者が、交付決定された内容を変更したいときは、あらかじめ魅力ある諫早湾水産業創出支援事業助成金事業計画変更承認申請書(様式第4号)を基金の理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合を除く。

(1) 助成対象事業を構成する事業要素(下位事業又は会計科目)毎の配分額の2割以内の金額を変更する場合で、助成金額に変更を生じないもの

2 基金の理事長は、前項の承認をする場合は、魅力ある諫早湾水産業創出支援事業助成金事業計画変更承認通知書(様式第5号)により当該助成対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 助成対象者は、助成対象事業の完了した日から30日を経過した日又は3月31日(その日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その直前の日曜日又は土曜日でない日)のいずれか早い日までに、魅力ある諫早湾水産業創出支援事業助成金実績報告書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて、基金の理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) その他、基金の理事長が必要と認める書類

(交付確定の通知)

第10条 基金の理事長は、前条の規定による実績報告の内容審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金の目的に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、魅力ある諫早湾水産業創出支援事業助成金交付確定通知書(様式第7号)により当該助成対象者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第11条 前条の規定による確定通知を受けた者は、助成金の交付を受けようとするときは、魅力ある諫早湾水産業創出支援事業助成金交付請求書(様式第8号)を、基金の理事長に提出しなければならない。

2 基金の理事長は、前項の請求書の内容を確認の上、当該請求書を受理した日から起算して30日以内に当該助成対象者に助成金を交付するものとする。

(交付の条件)

第12条 基金の理事長は、第7条及び第10条に定めた交付決定及び交付確定の通知にあたっては、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 助成金を交付の目的以外に使用しないこと。
- (2) 証拠書類を整理し、当該事業の完成後10年間保管しておくこと。

(交付決定の取消し及び返還)

第13条 基金の理事長は、助成金を当該事業以外の用途に使用したと認めるときは、助成金交付決定を取消し、又はすでに助成金が交付されているときは、その一部又は全部の返還を、期限を定めて命ずることができる。

附 則 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 この一部改正要領は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 この一部改正要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この一部改正要領は、平成28年10月20日から施行し、この一部改正要領による改正後の要領は平成28年4月1日から適用する。

附 則 この一部改正要領は、平成29年4月1日から施行する。

- 附 則 この一部改正要領は、平成30年4月16日から施行する。
- 附 則 この一部改正要領は、平成30年7月17日から施行する。
- 附 則 この一部改正要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 附 則 この一部改正要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 附 則 この一部改正要領は、令和3年7月1日から施行する。
- 附 則 この一部改正要領は、令和4年6月6日から施行する。
- 附 則 この一部改正要領は、令和4年8月18日から施行する。
- 附 則 この一部改正要領は、令和5年5月1日から施行する。
- 附 則 この一部改正要領は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

公益財団法人 諫早湾地域振興基金理事長 様

住 所

申請者

㊟

( 年度)魅力ある諫早湾水産業創出支援事業助成金交付申請書

年度において魅力ある諫早湾水産業創出支援事業助成金の交付を受けたいので、魅力ある諫早湾水産業創出支援事業助成金交付要領第6条の規定により次の関係書類を添えて下記の額を申請します。

記

事 業 名

助成事業に要する経費 円

交 付 申 請 額 円

関係書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

公益財団法人 諫早湾地域振興基金理事長 様

住 所

申請者

㊟

( 年度)魅力ある諫早湾水産業創出支援事業  
助成金交付申請にかかる申立書

年 月 日付けで採択決定があった 年度魅力ある諫早湾水産業  
創出支援事業について、下記のとおり採択決定前に着工(着手)した事業の経費を  
助成対象として認めていただくよう申立ます。

記

1 採択前着工(着手)の理由

2 採択前着工(着手)の内容及び経費

年 月 日	内 容	経 費
合 計		円

様式第3号(第7条関係)

第 号  
年 月 日

様

公益財団法人 諫早湾地域振興基金理事長 ㊦

( 年度)魅力ある諫早湾水産業創出支援事業助成金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった標記助成金については、次のとおり交付することに決定したので、魅力ある諫早湾水産業創出支援事業助成金交付要領第7条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付決定の内容
- 3 交付決定の条件
  - (1)助成金を交付の目的以外に使用しないこと
  - (2)証拠書類を整理し、当該事業の完成後10年間保管しておくこと

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

公益財団法人諫早湾地域振興基金理事長 様

住 所

申請者

㊟

( 年度)魅力ある諫早湾水産業創出支援事業助成金  
事業計画変更承認申請書

年 月 日付け、諫基水第 号で交付決定通知があった助成金について、下記の事由により事業計画を変更したいので、魅力ある諫早湾水産業創出支援事業助成金交付要領第8条の規定により、承認くださるよう申請します。

記

1 事業計画の概要(変更前)

2 交付決定額 円

3 変更申請額 円

4 計画変更承認申請の趣旨

5 計画変更の内容

6 関係書類

(1)変更後事業計画書

(2)変更後収支予算書

※必要に応じ、図面、写真等を添付すること。

様式第5号(第8条関係)

第 年 月 日  
号

様

公益財団法人諫早湾地域振興基金理事長 ㊟

( 年度)魅力ある諫早湾水産業創出支援事業助成金  
事業計画変更承認通知書

年 月 日付けで事業計画変更承認申請があった件については、  
下記のとおり承認します。

記

承認する内容、条件などを記載すること

様式第6号(第9条関係)

年 月 日

公益財団法人 諫早湾地域振興基金理事長 様

住 所

申請者

㊟

( 年度)魅力ある諫早湾水産業創出支援事業助成金実績報告書

年 月 日付け 諫基 第 号で交付決定(※)の通知があった標記助成金について、魅力ある諫早湾水産業創出支援事業助成金交付要領第9条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

1 事業名

2 助成事業に要した経費 円

3 助成金の額 円

4 関係書類

(1) 事業実績書

(2) 収支決算書

※ 計画変更を行った場合は、「…交付決定( ●年●月●日付け、事業計画変更承認)…」と記載すること。

様式第7号(第10条関係)

第 年 月 日 号

様

公益財団法人 諫早湾地域振興基金理事長 ㊟

( 年度)魅力ある諫早湾水産業創出支援事業助成金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった標記助成金については、次のとおり交付することに確定したので、魅力ある諫早湾水産業創出支援事業助成金交付要領第10条の規定により通知します。

記

- 1 交付確定額 円
- 2 交付確定の内容
- 3 交付確定の条件
  - (1)助成金を交付の目的以外に使用しないこと
  - (2)証拠書類を整理し、当該事業の完成後10年間保管しておくこと

様式第8号(第11条関係)

第 年 月 日 号

公益財団法人 諫早湾地域振興基金理事長 様

住 所

申請者 ⑩

( 年度)魅力ある諫早湾水産業創出支援事業助成金交付請求書

年 月 日付け 諫基 第 号で交付確定通知があった標記の助成金を、下記のとおり交付されるよう請求します。

記

金 円

※ 助成金送金先を記載のこと。